

「第4次新潟市食育推進計画(素案)」に対する パブリックコメント手続きの実施結果について

「第4次新潟市食育推進計画(素案)」について、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいたご意見に対する市の考え方をまとめましたので、結果を公表します。

なお、ご意見の一部については、趣旨を損なわない範囲で要約し掲載させていただきましたので、ご了承ください。

■意見募集期間

令和4年1月28日(金曜)～2月28日(月曜)

■結果公表日

令和4年3月11日(金曜)

■広報手段

- ・市ホームページに掲載
- ・市政情報室、食と花の推進課、各区役所、各出張所、中央図書館にて資料設置

■ご意見の提出状況、案の修正

- ・意見提出者数：3名(窓口へ持参1、郵送1、メール1)
- ・意見数：8件
- ・案の修正：1件

■結果公表場所

結果は次の場所で閲覧できます。(閉庁日、休館日は除きます)

- ・市政情報室(市役所本館1階)
- ・食と花の推進課(市役所ふるまち庁舎4階)
- ・各区役所(資料の設置場所は各区地域課・地域総務課へお問い合わせください)
- ・各出張所
- ・中央図書館(ほんぽーと)

■問い合わせ先

新潟市 農林水産部 食と花の推進課(市役所ふるまち庁舎(古町ルフル)4階)

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地

電話：025-226-1792 FAX：025-226-0021

E-mail：shokuhana@city.niigata.lg.jp

「第4次新潟市食育推進計画（素案）」に対するパブリックコメントに寄せられたご意見及び市の考え方

No.	素案 該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の 修正
1	第2章 P7 ～16	<p>○食べた物が血となり肉となり思考が作られているという事を理解していない人がほとんどで、ここを理解しないと、第3次計画のテーマ「えらぶ」「つくる」「たべる」「育てる」に結びつかない。この基本をまず伝えるべき。</p> <p>○食べ物を無駄にしないための行動は、食材について理解しなければならない。農家さんが手間暇かけた食材、誰かが心を込めて作った惣菜、そんな背景が見える事で無駄は減るのではないか。</p> <p>○食文化の継承については、祖父母から教わるものであるが、核家族が増えた事と女性の社会進出が原因で悪化しているかと。代々受け継がれる事がなくなってきているが、知りたい若い方は沢山いる。</p> <p>○「主食」「主菜」「副菜」について、知っている方が意外と多い。この基本が分かればメニューを決める時バランスをとりやすいと思う。料理は大変なものではなく、楽しいものだと伝える。</p> <p>○なぜ噛まなきゃならないのか、唾液の必要性などが分かっていない。今の若い方は、腑に落ちないと行動に移らないので、しっかり理由や理論を伝えてあげるとよい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>「食べることは生きること」は食育の基本であると考えられることから、本計画では、市民の皆様が「食べることは生きること」を基本として捉え、環境に配慮しながら、新潟の食へ自発的に関心と誇りをもつことを目指し、さらなる食育の推進を図ってまいります。</p> <p>いただいた内容については、貴重なご意見として承り、今後の事業の参考とさせていただきます。</p>	無

2	第2章 P11	食の安全について、あまり理解していない方が多い。安全、危険の水準について解説が必要だと思う。	ご意見ありがとうございます。食の安心安全の確保は、市民の健康と健全な食生活を守るための基本となるものです。本市では、市民が安全な食品を安心して購入する（利用する・食べる）ことができる社会の実現を目的とし、「新潟市食の安全基本方針（第3次改訂）」を策定しております。今後も、保健所や食品関連事業者等と連携を図りながら、各施策において、食の安全に関する正しい知識の普及啓発をより一層図っていきます。	無
3	第2章 P20	「食育マスター」登録者数が減少した原因等、記載していただきたい。	ご意見ありがとうございます。13ページ（修正後は14ページ）に記載のとおり、「食育マスター制度」は、平成30年度までは、食育マスターが講師として活動した際に、その謝礼を市が負担してきました。しかし、地域における食育活動が根付いてきたことや、類似事業との公平性の観点から制度を見直した結果、令和元年度から謝礼の助成を終了し、市がコーディネーターを務める紹介制度となりました。20ページの該当箇所についても、制度についての補足を追記いたします。	有
4	第2章 P21	達成状況で指標に対する評価がD・Eの指標の改善策を記載していただきたい。	ご意見ありがとうございます。評価が悪化傾向にあった指標については、本計画においても引き続き指標として設定し、指標達成に向けて、第4章の具体的な施策に沿って取り組んでまいります。 指標No.18「食育の推進に関わるボランティアの数（食育マスター）」については、14ページに記載のとおり制度変更したため、指標から削除しております。	無
5	第2章 P23	成果が上がっているのは素晴らしい。人材の育成・確保に努め、さらなる普及啓発活動をお願いします。	ご意見ありがとうございます。食育マスターや食生活改善推進委員等の人材と連携を深め、食への関心向上につながるきっかけづくりを提供していきます。	無

6	第4章 P33	「⑦あらゆる広報媒体を活用した食育の普及啓発、情報の発信」について、大いに取り組む必要があると思うが、具体的に特に影響が大きいテレビなどで食育の必要性、取組内容などを紹介する定期的な番組を作るなどを検討したらどうか。	ご意見ありがとうございます。これまで主流であった紙媒体のみではなく、デジタル化を視野に入れ、様々な広報媒体を有効活用しながら、さらなる情報発信につなげていきます。	無
7	第4章 P39	各区で地場産野菜を使用できる仕組みづくりを推進するとありますが、どのように推進するか具体的にに入れていただきたい。	ご意見ありがとうございます。学校給食における地場農産物の使用については、価格、規格、供給体制などの課題の整理を行っており、今後具体的な推進方法も含めた仕組みづくりについて検討していきます。	無
8	資料編 P49 ～63	添付された資料編はこの内容で良いと思う。	ご意見ありがとうございます。市民にわかりやすく伝えることで、市民一人ひとりが生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、取り組んでいきます。	無